

認 定 通 知 書 （ 輸 出 者 用 ）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
認定通知第 号
（認 定 通 知 書 番 号）

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 3 第 5 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に 該当する・ 該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④の処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から⑤のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 2 第 2 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 当該物品の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、廃棄を行う旨の書面を税関へ提出したうえで、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う滅却も含まれます。② 当該物品に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。③ 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。④ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出して下さい。⑤ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせして下さい。 |
|--|

[連絡先] : （税関官署名）
 （住所）
 （電話番号）
 （担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）